

デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会
データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ（第1回）
議事要旨

1 日時 平成31年3月25日（月） 10:00～12:30

2 場所 経済産業省別館2階第238会議室

3 出席者

委員：岡田委員（主査）、生貝委員、依田委員、落合委員、早川委員、林委員

事務局：経済産業省 経済産業政策局 北村競争環境整備室長

経済産業省 商務情報政策局 松田情報経済課長

公正取引委員会 経済取引局 藤井総務課長

総務省 情報流通行政局 今川情報通信政策課長、山田補佐

オブザーバー：個人情報保護委員会 佐脇参事官

消費者庁 原田参事官補佐

内閣官房 日本経済再生総合事務局 飯嶋企画官

情報通信技術（IT）総合戦略室 吉田参事官

4 議事次第

- 事務局 説明 「デジタル・プラットフォームを巡るデータの移転・開放等の在り方について論点整理」
- 生貝委員 報告 「データポータビリティの多元性～欧州の制度枠組みを中心に～」
- 落合委員 報告 「銀行APIを中心とするデータ利用に関制度動向を中心とするデータ利用に関制度動向」
- 意見交換

5 議事概要

総務省から、「デジタル・プラットフォームを巡るデータの移転・開放等の在り方について論点整理」について説明を行った後、生貝委員及び落合委員より報告があり、その後、意見交換を行った。主な意見の概要は以下のとおり。

- データの移転・開放ルールの必要性・目的について、この議論は、投資した事業者のサンクコストを無駄にさせるためのものではないという点を理解してもらう必要があるのではないか。また、ユーザの行動について、行動経済学の観点から、生身の人間の行動を考える必要があるのではないか。独禁法では、規定の抽象度が高いため、必要性・目的が認められるのであれば、より具体的なルールの設定が有益なのではないか。逆に、データポータビリティの多様性に注目すれば、個別具体

的な対応にも限界があり、競争法的な柔軟に対応できる一般法の必要性も考えられる。業界に応じて検討すべき点もあり、一般的に規定する部分と、個別具体的に規定する部分と二段階に分けた対応が一つの考え方ではないか。公益事業のような規制を課すものではないものの、その考え方はこの議論に役に立つのではないか。また、経済的規制（社会的厚生 of 改善）と社会的規制（消費者の安全・安心）の両面で関わってくるのではないか。

- 対象とする事業者範囲について、理想的には、ユーザに対して負うべき義務として幅広く考えることも可能であるが、経済的規制の観点から対象を限定するのが良いのではないか。特に、競争の優位性に応じて大型のプラットフォーマーを対象とし、そこにベストプラクティスとしての範囲を導くのが良いのではないか。また、競争優位性の源泉である規模の基準をどのように考えるかが非常に重要ではないか。アカウント数が多いからといって儲かっているとは限らず、シェアが大きくても業界として赤字構造の可能性もある。なお、全事業者を対象とすることで、かえって支配的事業者の巨大化を増長させてしまうリスクもあり得るので、慎重に検討すべきではないか。
- 対象とするサービス範囲について、必要性・目的の議論で二段階のアプローチの話が出たが、一般的な規律においては様々なサービスを包括的に視野に入れ、個別のより具体的なルール設定については、それぞれのサービスの性質に応じたルールを設定する必要があるのではないか。また、無料サービスの課題として、SSNIP の考え方の適用の問題があるが、コストの上昇を品質の低下等と考えれば、コスト負担を観念でき、関連市場を画定できるのではないか。その他、サービスの範囲を考えるに当たっては、何をやりたいか、何ができるのかという両方の問題を考える必要があり、外国政府の取組や事業者の自主的な取組を踏まえつつ、できることから考える必要もあるのではないか。競争条件のイコールフットイングの観点からは、不可欠設備の理論の考え方を完全に捨て去るのではなく、個別具体的に公益事業の観点も参考にして使うべきではないか。
- 対象とするユーザ範囲は、プラットフォーム上では、個人や法人を区別しづらくなってきており、シェアリングやプロシューマという概念が出てきている中、エンドユーザとプロバイダの区別がつけづらくなってきている。両面を持つ者については、役割に応じて、消費者側の問題はエンドユーザとして、プロバイダとしてならばそちらの側面から扱えば良いのではないか。また、プラットフォーム上でユーザとして使っている場合と、プラットフォーマーと一緒にサービスを創り出している場合は分けて考えた方が良いのではないか。

- 対象とするデータについては、例えば、個人データであっても、公共性という次元を加えても良いのではないか。共同規制のような枠組みを考えていく中で、公共性のあるデータを扱うような場合においては、巨大なプラットフォーマー事業者に、強い規律がかかっても良いのではないか。
- データの移転・開放の手法については、実施しやすいものから実施が難しい方法まであり、実施しやすいものは理念として掲げつつ、高度な方法を要するものは共同規制や自主規制でそれを促すという方法もあり得るのではないか。共同規制を実施するときは、ステークホルダを広く包含する必要がある、また、共同規制の実効可能性も考慮すべきではないか。規制の強度は、プライバシーにかかわるのか、その外縁なのかという軸と、介入が必要なのか、当事者に任せれば良いのかという軸の両方の軸を考える必要があるのではないか。
- データを移転・開放する際のフォーマットについては、共同規制的なアプローチが良いのではないか。仕様の標準について、細かく定めると技術進歩に合致できなくなるおそれがあるのではないか。最低限利用できるように定めるという思想が良いのではないか。
- データの受け手の体制整備については、国又は個人の生活インフラに関わる事業や、金融・医療・通信等の個人にとってセンシティブな事業者のデータを受け取る場合は、体制整備があった方が良い場合もあると考えられるが、全ての場合に、そこまで求める必要はないのではないか。また、消費者が、事業者から何らかの力を借りてデータを移転したり、データを保管する何らかのサービスを利用することが多いことを想定して考える必要があるのではないか。
- コスト負担については、設備の費用負担について、設備を保有する側と利用する側でどのように分担するかいくつかの考え方があり、結果として無償となることもあり得るのではないか。また、巨大なプラットフォーマーを今回は対象としているのであれば、無償とすることも考えられるのではないか。

(速報のため事後修正の可能性あり。)